

第203回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：令和4年11月17日（木）
午後2時から午後2時50分まで
場 所：県行政庁舎4階 特別会議室
（Web併用）

○次第

- 1 開 会
- 2 報 告
第202回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について
- 3 議案審議（2件）
議案第2384号 仙塩広域都市計画道路の変更について
議案第2385号 栗原都市計画道路の変更について
- 4 その他
志津川都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の見直しについて
亘理都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の見直しについて
山元都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の見直しについて
- 5 閉 会

○出席委員

阿留多伎真人	尚綱学院大学総合人間科学系教授
大崎早苗	宮城県農業士会副会長
玉山直美	弁護士
志水田鶴子	仙台白百合女子大学准教授
千葉琢夫	宮城県住宅供給公社常務理事
増田 聡	東北大学大学院経済学研究科教授
山田理恵	東北電子産業株式会社代表取締役社長
吉田 朗	東北芸術工科大学教授
坂本 修	農林水産省東北農政局長（代理）
田中由紀	国土交通省東北運輸局長（代理）
山本 巧	国土交通省東北地方整備局長（代理）
原幸太郎	宮城県警察本部長（代理）
横山隆光	宮城県議会議員
佐々木功悦	宮城県議会議員
赤間次彦	宮城県市議会議長会会長（仙台市議会議長）
菊池修一	宮城県町村議会議長会会長（丸森町議会議長）

（以上16名，敬称略）

○審議結果

- ・議案第2384号 仙塩広域都市計画道路の変更について
- ・議案第2385号 栗原都市計画道路の変更について

【議決】 原案を承認する。

1 開 会

○事務局（曾根主幹） ただいまから第203回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

（1）会議の成立

○事務局（曾根主幹） 議事に入ります前に、委員の改選がございましたので、御紹介いたします。お手元の委員名簿を御覧ください。宮城県警察本部長の原幸太郎委員です。続きまして、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、16名の委員の御出席をいただいております。定足数の10名を超えておりますので、都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

ここで傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願い申し上げます。

次に、Web会議システムで参加されている委員の皆様には、3点お願いがございます。Web会議システムで参加されている委員の皆様には、注意事項を記載した資料を送付しておりますので、そちらを御覧ください。まず1点目、発言者の音声聞き取りやすくなるよう、御発言の時以外は、常にマイクをミュートの状態にしてください。次に2点目、発言される際は、カメラに向かって挙手いただき、議長が指名するまで、挙手の状態でお待ちください。議長から指名を受けましたら、マイクのミュートを解除し、お名前をおっしゃってから、御発言ください。最後に3点目、各議案の採決に入りましたら、議長の採決の問いかけに対し、ミュートを解除して御異議の有無について御発声ください。御発声の後には再びミュートの状態に戻してください。なお、もし事務局の画面が映らなくなった場合は、復旧するまでそのままお待ちください。

続きまして、本日の配付資料についてですが、Web会議システムで参加されている委員の皆様には、事前に資料を送付させていただいておりますので、そちらを御準備願います。資料は全部で7種類ございます。座席図、委員名簿、議案書、参考資料、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しに関する事前報告資料、都市計画審議会条例、最後に宮城県都市計画審議会議事運営規則でございます。よろしいでしょうか。

先程、傍聴者の方から、この会議の内容について、録音及び撮影の申し出がありました。この場合、傍聴要領第2条第3項の規定により、会長の許可を得た場合に限り、録音及び撮影して良いことになっております。会議開始前に会長から録音の許可をいただいておりますので、委員の皆様も御了承ください。

それでは、審議をお願いしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が行うことになっておりますので、増田会長、よろしくお願いいたします。

（2）議事録署名人の指名

○増田議長 それでは、本日もよろしくお願いいたします。初めに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。阿留多伎真人委員と佐々木功悦委員をお願いいたします。

2 報告（第202回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について）

○増田議長 続きまして、第202回の審議会における議案の処理結果について、事務局から報告願います。

○事務局（中嶋都市計画課長） それでは、前回議案の処理について報告いたします。お手元の議案書の2ページを御覧ください。前回御審議いただいた議案でございます。前回、第202回都市計画審議会におきまして、議案第2383号「仙塩広域都市計画区域区分の変更について」を御審議いただきました。議案については、処理結果の欄に記載のとおり、所定の手続きをすべて完了しております。前回議案の処理報告については、以上でございます。

○増田議長 前回の議案については、予定通り処理が終わっているということで報告を終わりたいと思います。

3 議案審議

○増田議長 続きまして、議案審議に入ります。本日の議案は、議案第2384号、議案第2385号の2件となっております。円滑な議事運営に努めて参りますので、御協力をお願い申し上げます。

それでは、議案第2384号「仙塩広域都市計画道路の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

議案第2384号 仙塩広域都市計画道路の変更について

○事務局（中嶋都市計画課長） それでは、議案第2384号「仙塩広域都市計画道路の変更について」を御説明いたします。お手元の議案書4ページをお開きください。今回変更の計画書です。今回変更する都市計画道路は1・3・5号仙台北幹線で、表の右側の備考欄に太字で記載のとおり、区域の一部変更を行うものです。ページ下段に変更理由を記載しております。今回の変更は、仙塩広域都市計画区域における円滑な道路交通の確保及び利便性の向上を目的とし、広域的な道路ネットワーク機能の強化を図るものです。

議案書5ページをお開きください。今回変更の総括図です。図面上が北、左側が富谷市、右側が利府町及び塩竈市です。右側下段の凡例にあるとおり、ピンク色が既決定の区域、赤が追加する区域です。今回、廃止する区域はありません。今回の変更は、図面中央左寄りに赤色の丸で示している個所に、新たにループ構造のランプを追加し、富谷インターチェンジから東北縦貫自動車道へ相互に走行可能とすることにより、広域的な道路ネットワークの強化を図るものです。

参考資料1ページを御覧ください。今回変更する1・3・5号仙台北幹線は、旗揚げの右側にピンク色で示している利府町利府字新谷地脇を起点とし、旗揚げの左側に示している、富谷市富谷源内を終点とする延長約12,880m、4車線、代表幅員23.5mの都市計画道路で、仙台都市圏の外郭の環状道路の一部として、平成5年3月に都市計画決定しました。富谷インターチェンジ周辺は、大規模開発の進展や人口増加により、今後交通量の増加が見込まれ、国道4号の渋滞緩和や、災害時の代替路の確保などが求められていることから、富谷インターチェンジと東北縦貫自動車道が相互に走行できるよう都市計画を変更するものです。

参考資料2ページを御覧ください。今回変更の計画図です。図面上が北で、ピンク色が既決定の区域、赤が追加する区域です。今回の都市計画変更では、周辺の土地利用や供用中の東北縦貫自動車道への影響を回避するため、図面右側下段に赤で示しているとおり、1・3・5号仙台北幹線本線を走行したのち反転するUターンランプ構造というものを採用しています。詳細について、スライドで御説明いたします。

(パワーポイントのスライドで説明)

現在は①の緑色のよう、富谷インターチェンジから利府ジャンクション方面へは走行可能ですが、②の紫色、③の水色のよう東北縦貫自動車道へは走行出来ません。今回の変更では、赤のとおりループ構造のランプを追加します。これによって、②の紫色、③の水色のよう、富谷インターチェンジから東北縦貫自動車道へ走行することが可能となります。また、現在は④の黄緑色や⑤の緑色のよう、東北縦貫自動車道から利府JCT方面へは走行可能ですが、⑥の紫色、⑦の水色のよう富谷インターチェンジへは走行出来ません。同様に、赤のとおりループ構造のランプを追加することにより、⑥の紫色、⑦の水色のよう、東北縦貫自動車道から富谷インターチェンジへ走行することが可能となります。

参考資料3ページを御覧ください。今回変更するランプの平面図及び横断図です。平面図中央のA-A断面につきまして、資料左側下段に「今回変更」と「既決定」を示しております。既決定の4車線、幅員23.5mを今回変更の6車線、幅員32mに変更します。

参考資料4ページを御覧ください。資料上段の平面図中央のD-D断面につきまして、資料左側下段に横断図を示しております。幅員3.5mの1車線、都市計画決定幅7mとなっています。E-E断面、F-F断面、G-G断面につきましては、それぞれ幅員が7.85m、13m、9.56mとなっています。資料右側下段のランプ設置イメージでお示ししているとおり、ランプ部は1・3・5号仙台北幹線の本線及び主要地方道仙台三本木線と十分な離隔が確保されています。

以上で、議案2384号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○増田議長 ただいま事務局から報告がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

○増田議長 私から一点。現地を見ていたときに、このような整備方法は他地区でも既に行われており、円滑な交通が実現できているということは聞いていますが、交通量との関係もあって、やや複雑な遠回りする出入りになっていると思います。一定期間、車の往来のチェックをする等、事故がない安全な運用に十分配慮した上で整備していただければと思います。他に何か御意見ございますか。御意見がないようですので、お諮りしたいと思います。議案第2384号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

○増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第2384号：原案のとおり承認する。（賛成16名，反対0名）

議案第2385号 栗原都市計画道路の変更について

○増田議長 それでは、次に、議案第2385号「栗原都市計画道路の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局（中嶋都市計画課長） それでは、議案第2385号「栗原都市計画道路の変更について」を御説明いたします。お手元の議案書7ページをお開き下さい。今回変更の計画書です。今回変更する都市計画道路は、3・3・1号国道幹線、3・5・13号中央線、及び3・5・14号一迫北線で、表の右側の備考欄に太字で記載のとおり、起終点の位置の変更や延長、幅員の変更などを行うものです。ページ下段に変更理由を記載しております。今回の変更は、入の沢遺跡の保存のために終点位置を変更するものや、計画交通量の見直しにより、都市計画決定幅や車線の数を変更するものなどです。

議案書8ページをお開きください。今回変更の総括図です。図面左が北です。左側下段の凡例にあるとおり、ピンク色が既決定の区域、赤が追加する区域、黄色が廃止する区域です。

参考資料5ページを御覧ください。今回変更する3本の都市計画道路ですが、まず3・3・1号国道幹線につきましては、図面右側上段にピンク色で示している、栗原市築館字照越八ツ沢を起点とし、旗揚げの左側に赤で示している、栗原市築館字城生野入の沢を終点とする、延長約7,210m、4車線、代表幅員25mの都市計画道路で、築館都市計画の幹線街路として、昭和56年に都市計画決定しました。次に、3・5・13号中央線につきましては、図面下段に旗揚げしているとおおり、現在の国道4号と重複する位置に、図面中央縦に旗揚げしている、3・5・14号一迫北線につきましては、今回変更する国道幹線と結節するように、ともに昭和30年に都市計画決定しました。

参考資料6ページを御覧ください。今回の変更内容を示した資料です。資料を縦にして御覧ください。左が北です。今回変更の概要について御説明します。図面左側上段に青丸で示している、今回変更①ですが、栗原市では、古墳時代前期の最北の大規模集落である史跡「入の沢遺跡」の保存活用計画を令和4年3月に策定し、緑色で囲まれた範囲を規制することとしたため、この区域を回避するよう、3・3・1号国道幹線及び3・5・13号中央線の終点を変更するものです。次に図面中央上段の今回変更②ですが、3・3・1号国道幹線につきましては、令和3年に3・3・1号国道幹線に接続する、みやぎ県北高速幹線道路が開通し、地域における東西方向の交通の流れが都市計画決定時点と比べて大きく変化したことから、計画交通量の見直しを行うなどにより、都市計画決定幅や車線の数を変更するものです。

参考資料16ページを御覧ください。図面右側上段の、緑色の丸の交差点8がこの両路線の終点部で、その左側の緑色の実線が、入の沢遺跡の保存活用範囲です。3・3・1号国道幹線の終点位置を、図面右側上段に記載の黄色の区域から、その右側の赤の区域に変更し、併せて3・5・13号中央線を、変更後の3・3・1号国道幹線に接続するよう変更します。また、3・3・1号国道幹線について、計画交通量の見直しにより、図面右側下段の、緑色の丸の交差点6から終点までの区間について、図面中央に記載のD-D断面のとおり、車線の数を4車線から2車線に変更し、交

差点6から交差点7の区間について、都市計画決定幅を23.25mから14.5mに変更します。加えて、交差点7から終点の区間について、高盛土構造となり、沿道からの歩行者の乗り入れが想定されないことなどから、歩道を片側のみとし、図面左側上段に記載のE-E断面のとおり、都市計画決定幅を23.25mから11.5mに変更します。

参考資料13ページを御覧ください。只今御説明した区域の南側の図面です。3・3・1号国道幹線について、同じく計画交通量の見直しにより、図面中央の、緑色の丸の交差点5の、少し上の国道398号との交差点から、参考資料7ページの起点までの区間について、7ページの図面左側中段に記載のB-B断面のとおり、都市計画決定幅を25mから23.25mに変更します。

参考資料6ページにお戻り下さい。次に、図面右側中央に青丸で示している今回変更③ですが、3・5・13号中央線につきまして、起点の位置を変更するものです。

参考資料9ページを御覧ください。図面中央下段の緑色の丸の交差点2において、3・5・13号中央線の区域を、図面左側に旗揚げしている黄色の位置から、赤の位置に変更するものです。

参考資料6ページにお戻りください。次に、図面中央青丸で示している今回変更④ですが、3・5・14号一迫北線につきまして、終点の位置を変更するとともに、車線の数をも2と定めるものです。

次に参考資料13ページを御覧ください。図面中央下段の、緑色の丸の交差点4において、先ほど御説明した、3・3・1号国道幹線の幅員変更と併せて、3・5・14号一迫北線の終点位置を変更するものです。

参考資料6ページにお戻りください。最後に、図面中央下段に2つ青丸で示している、今回変更⑤ですが、3・3・1号国道幹線につきまして、都市計画決定時には計画されていなかった交差道路が整備されたことから、交差点の区域の一部を変更するものです。

参考資料13ページを御覧ください。図面中央の、緑色の丸の交差点5において、紫色で示している、みやぎ県北高速幹線道路との交差部の都市計画決定幅と、参考資料9ページの、図面右側上段の、緑色の丸の交差点3において、黄緑色で示している、市道原田線との交差部の都市計画決定幅を、ともに25mから26mに変更します。今回変更の概要は以上です。

以上で、議案2385号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○増田議長 ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。吉田委員お願いします。

○吉田委員 今回の3・3・1号国道幹線の北側部分の変更について、車線数が半分の想定で都市計画決定の幅員を絞るということですが、その根拠になっているのは交通量予測の見直しということですがけれども、具体的には何が違って、どのように流れが変わったのか教えていただきたいと思います。

○事務局（中嶋都市計画課長） 当該路線は昭和56年の都市計画決定を行ってから、約40年が経過しております。昭和56年の都市計画決定時の計画交通量は、1日当たり20,400台となっております。今回、平成27年のODを用いて令和12年の計画交通量を算出したところ、1日

当たり9,400台から15,100台となっております。今回は、この交通量をもとに計画を再検討し、道路幅員等の変更を行うこととしたものです。

○吉田委員 分かりました。ありがとうございました。今回の変更によって、交差点6の北から幅員を絞る計画になっていると思いますが、交差点6を過ぎてから、4車線から2車線に変更するというところでよろしいでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） その通りです。

○吉田委員 分かりました。ありがとうございます。

○増田委員 ありがとうございます。昭和56年の交通量予測ということで、今後の人口推移の予測等も現状と異なるところがあったものと思います。他に御意見、御質問はございませんか。どうぞ。

○高橋宮城県警察本部交通部交通規制課長（原幸太郎宮城県警察本部長（代理）） 交通管理者の立場から一言申し上げます。今回の道路改良は、いずれも道路利用者の利便性、交通の円滑化を図るために非常に有意義なものであると考えております。今回の件では、一部道路管理者から事前相談を受けておまして、これから具体的に公安委員会との協議が開始するところです。今後、必要な安全対策について適切に意見を述べていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○増田議長 ありがとうございます。具体化に向けてぜひよろしく願います。他に御意見、御質問はございませんか。阿留多伎委員お願いします。

○阿留多伎委員 一点教えてください。遺跡を回避するということですが、遺跡の範囲が将来的に広がる可能性はないと考えてよろしいでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 現在のところ、広がる見込みはございません。

○増田議長 遺跡がある丘の付近一帯が遺跡の範囲となっているので、今回道路を通すところまでは影響がないということだったと思います。

○阿留多伎委員 ありがとうございます。

○増田議長 他に御意見、御質問はございませんか。特に御質問がないようでしたので、お諮りしたいと思います。議案第2385号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

○増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定い

たします。

【議決】議案第2385号：原案のとおり承認する。（賛成16名、反対0名）

1 その他

○増田議長 以上で本日予定していた案件はすべて終了いたしました。事務局から他に何かありますか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 次回の都市計画審議会でお諮りしたいと考えている、志津川、亘理、山元都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、委員の皆様にも事前説明したいのですがいかがでしょうか。

○増田議長 次回までの情報提供ということですので、説明をお願いします。

○事務局（中嶋都市計画課長） それでは御説明させていただきます。本県では、現在、志津川、亘理、山元の3つの都市計画区域を対象に、将来の都市像などを明らかにする、整備、開発及び保全の方針の見直しを行っております。「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しに関する説明資料」の1ページを御覧ください。

本県には12の都市計画区域があり、全てにおいて、整備、開発及び保全の方針を策定しております。今回は、赤枠で囲んだ、志津川、亘理、山元の3つの都市計画区域を見直しすることとしております。

資料の2ページを御覧ください。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、県の総合計画である「新・宮城の将来ビジョン」や、国土利用計画法に基づく「宮城県土地利用基本計画」を上位計画とし、当該都市の発展の動向や、人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものとして、県が定めることとなっております。また、市町村が定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」、いわゆる「市町村都市計画マスタープラン」は、県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や、「市町村の建設に関する基本構想」に即して定めることとなっております。住民に最も近い立場である市町村が、住民の意見を反映し、地区別のあるべき「まち」の姿をきめ細かくかつ総合的に定めることとなっております。さらに、「立地適正化計画」は、コンパクトなまちづくりと、これに連携した公共交通のネットワークを形成する目的で策定するもので、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の中に位置づけられております。土地利用や都市施設等の個々の都市計画は、「整備、開発及び保全の方針」や、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」などに即して決定され、実施されることとなります。

資料の3ページを御覧ください。整備、開発及び保全の方針の標準的な構成です。これは、国土交通省が示している「都市計画運用指針」に基づいております。1点目は、都市計画の目標です。ここには人口と産業規模の現況及び将来の見通しを記載します。2点目は、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針です。ここには、区域区分いわゆる市街化区域及び市街化調整区域の決定の有無と、それを定める際の方針を記載します。3点目は、主要な都市計画の決定の方針で

す。用途地域，地区計画等の土地利用，道路や下水道等の都市施設，土地区画整理事業などの市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全などに係る都市計画の決定方針を記載します。このような構成で，整備，開発及び保全の方針を作成することとしております。

資料の4ページを御覧ください。資料上段の表は，見直しに係るスケジュールを示しております。志津川，亘理，山元の整備，開発及び保全の方針は，平成16年に策定され，平成29年に一度見直しを行っております。今回の見直しは2回目にあたり，令和元年度から実施している都市計画基礎調査結果に基づき，来年3月に皆様にお諮りし，5月の告示を目指しているところです。

5ページを御覧ください。南三陸町は，三陸のリアス式海岸の地形により，天然の良港を有し，主に水産業を中心として発展してきました。亘理町，山元町は，海岸平野に田園地帯が分布しており，農業や水産業を中心として発展してきました。資料右側下段のとおり，南三陸町，亘理町，山元町の第1次産業従事者の割合は，県平均より高く，南三陸町に関しては県内1位となっております。これに関連して，従業地である農地や海に近接した場所に居住している方も多くみられます。これらの特徴を考慮し，町の中心拠点の他に，地域の拠点を形成する等，まちづくりを進めていくことが必要と考えております。

6ページを御覧ください。平成23年3月に発生した東日本大震災からの復興関連事業の進捗状況ですが，南三陸町につきましては，前回マスタープランに記載の復興事業は全て完了しております。主な事業としては，被災した志津川地域において，住民の生命等を災害から保護するため，防災集団移転促進事業を行いました。また，復興道路として，国道398号，一般県道志津川登米線，一般県道清水浜志津川港線を整備し，復興の拠点となる市街地を結節する道路ネットワークを形成するとともに，孤立集落の解消，高台への避難路を確保しました。

7ページを御覧ください。亘理町，山元町においても，前回マスタープランに記載の復興事業は全て完了しております。主な事業として，新坂元駅周辺地区などを地域の復興を先導する拠点として位置づけ，津波復興拠点整備事業として住宅や公益施設等の機能を集約させるとともに，津波に対して安全な市街地整備を行いました。また，一般県道山下停車場線において，多くの歩行者や自転車の通行を可能とする幅員を確保することにより，津波避難路としての機能も確保しました。

8ページを御覧ください。各都市計画区域の人口動向を示しております。グラフの凡例は，オレンジ色が行政区域内，青色が都市計画区域内の人口です。人口推計の算出方法については，県の総合計画である「新・宮城の将来ビジョン」の考え方に基づいた県全体の人口予測値に，人口の動向を踏まえた行政区域の将来シェア率，及び都市計画区域の将来シェア率を用いて，都市計画区域人口を推計しております。推計の結果，概ね20年後の令和22年の都市計画区域人口は，志津川都市計画区域で約2,700人，亘理都市計画区域で約27,700人，山元都市計画区域で約8,700人となります。

9ページを御覧ください。各都市計画区域の工業の見通しを示しております。工業の見通しとなる製造品出荷額等については，「新・宮城の将来ビジョン」の考え方にに基づき，製造品出荷額等の実績に，年平均伸び率を乗じることで推計値を算出しております。推計の結果，概ね20年後の令和22年の製造品出荷額等は，南三陸町で278億円，亘理町，山元町の2区域で1,023億円となります。

10ページを御覧ください。各都市計画区域の商業の見通しを示しております。商業の見通しとなる年間商品販売額については，卸売業販売額と小売業販売額の合計値を，過去の実績を用いて推

計して算出しております。推計の結果、概ね20年後の令和22年の年間商品販売額は、南三陸町で122億円、亙理町、山元町の2区域で415億円となります。以上、南三陸町、亙理町及び山元町の各都市の特徴や、人口や産業の見通しを踏まえ、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しの目的及び見直しの方針を策定いたしました。

11ページを御覧ください。志津川都市計画区域の見直しの目的と方針を示しております。目的は4点ございます。東日本大震災の復興事業完了後の人口減少社会に対応した集約型都市構造の実現や、近年激甚化する災害に対応したまちづくりの推進を主なものとしております。これらを踏まえ、見直しの方針を、安心・安全な災害に強いまちづくり、地域産業の振興・活性化、道路ネットワークの活用による連携強化と公共交通ネットワークの維持・充実、人と自然が共生するコンパクトなまちづくりなどとしております。

12ページを御覧ください。亙理都市計画区域及び山元都市計画区域の見直しの目的と方針を示しております。目的の主なものとしては、東日本大震災の復興事業完了後の人口減少社会に対応した集約型都市構造の実現や、近年、激甚化する災害に対応したまちづくりの推進としております。これらを踏まえ、見直しの方針を、災害の教訓を活かした、安心・安全な災害に強いまちづくり、人口減少、超高齢社会に対応した地域に相応しい土地利用と生活サービス機能が確保されたコンパクトなまちづくりなどとしております。

以上、御説明した南三陸町、亙理町、山元町の特徴や人口、産業の見通し、見直しの目的と方針を踏まえ、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を作成してまいります。本日は、お手元に素案の概要版と本文を委員の皆様にお配りしております。次回の都市計画審議会にてお諮りしたいと考えておりますので、後ほど御確認いただければと思います。報告内容については、以上です。

○増田議長 ただいま事務局から報告がありましたが、この報告事項の詳細については、次回の都市計画審議会の議案として付議する予定としておりますので、よろしくお願ひします。事務局からも話がありましたが、復興事業のインフラ整備、高台移転等がほぼ完了して、この後どうなっていくのかという大きな流れをもう一度整理するということころだと思ひます。前回の見直しについては、事業をできるだけ早期に完了させようということが中心的な課題であったように思ひますので、出来上がったものをどう使っていくのかということ考える、重要な議論になると思ひます。次回の審議会では皆様に積極的に意見をお出しいただければと思ひます。それでは、本日の会議は以上となります。御協力ありがとうございました。

○事務局(曾根主幹) 以上をもちまして、第203回宮城県都市計画審議会を終了いたします。次回の開催予定について御案内いたします。次回は、令和5年3月23日(木)の開催を予定しております。詳細につきましては、後日改めて連絡を申し上げます。本日はありがとうございました。

令和4年11月17日(木) 午後2時50分 閉会